

つくば市公共施設等総合管理計画改訂（令和5年〔2023年〕8月）新旧対照表

改訂後	改訂前												
<p>第4章_4.1. 公共建築物</p> <p>基本方針1 効果的な維持管理を行う仕組みを構築します</p> <p>取組方策① 効果的な維持管理を行う仕組みを構築します</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">■取組の方向性</th> <th style="width: 30%;">施設類型 (関係する中分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法等で義務付けられた法定点検に加え、公共建築物全体における統一的な点検マニュアルを2017（平成29）年度に整備し、公共建築物の適切な状態把握に努め、点検結果を記録・蓄積していきます。 ○点検結果については、各施設の個別施設計画を検討するための基礎データとして活用し、各施設の劣化状況や施設の重要度等を踏まえた対策方法や優先順位の考え方を整理します。 ○点検結果等を踏まえ、利用者の安全性を確保するとともに、効果的な維持管理を行うため、長期的な視点を持ち、計画的な修繕等を実施していきます。 ○点検結果だけでなく、修繕の履歴や利用状況、コスト状況等の公共施設の情報を記録・蓄積することで、施設に関する情報を体系的に引き継いでいきます。 ○施設整備から維持管理に至るまでの業務の一括発注や、複数の施設の維持管理をまとめて委託する包括的民間委託など、効果的な維持管理手法を導入することで、コストを削減していきます。 ○市民が利用する施設については、大規模な修繕や更新等の時期に合わせて、ユニバーサルデザインへの対応を進めていきます。 ○<u>第3次つくば市役所地球温暖化対策実行計画事務事業編（改定版）（令和5年（2023年）4月）に基づき、新設施設は原則ZEBとし、既設施設においてもエネルギー消費量が抑制できる設備・運用を導入するなど、公共建築物の脱炭素化に向けた取り組みを推進します。</u> ○多くの公共建築物は災害時等の拠点となるため、必要に応じて、耐震性の確保等、平常時だけでなく災害時等を想定して安全性を確保していきます。 </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> <p>公共建築物共通</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○学校や幼稚園については、日常はもとより災害時においても十分な安全性を確保するため、平常時から適切な維持管理等を実施していきます。 </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> <p>学校、 幼稚園・保育所</p> </td> </tr> </tbody> </table>	■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)	<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法等で義務付けられた法定点検に加え、公共建築物全体における統一的な点検マニュアルを2017（平成29）年度に整備し、公共建築物の適切な状態把握に努め、点検結果を記録・蓄積していきます。 ○点検結果については、各施設の個別施設計画を検討するための基礎データとして活用し、各施設の劣化状況や施設の重要度等を踏まえた対策方法や優先順位の考え方を整理します。 ○点検結果等を踏まえ、利用者の安全性を確保するとともに、効果的な維持管理を行うため、長期的な視点を持ち、計画的な修繕等を実施していきます。 ○点検結果だけでなく、修繕の履歴や利用状況、コスト状況等の公共施設の情報を記録・蓄積することで、施設に関する情報を体系的に引き継いでいきます。 ○施設整備から維持管理に至るまでの業務の一括発注や、複数の施設の維持管理をまとめて委託する包括的民間委託など、効果的な維持管理手法を導入することで、コストを削減していきます。 ○市民が利用する施設については、大規模な修繕や更新等の時期に合わせて、ユニバーサルデザインへの対応を進めていきます。 ○<u>第3次つくば市役所地球温暖化対策実行計画事務事業編（改定版）（令和5年（2023年）4月）に基づき、新設施設は原則ZEBとし、既設施設においてもエネルギー消費量が抑制できる設備・運用を導入するなど、公共建築物の脱炭素化に向けた取り組みを推進します。</u> ○多くの公共建築物は災害時等の拠点となるため、必要に応じて、耐震性の確保等、平常時だけでなく災害時等を想定して安全性を確保していきます。 	<p>公共建築物共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や幼稚園については、日常はもとより災害時においても十分な安全性を確保するため、平常時から適切な維持管理等を実施していきます。 	<p>学校、 幼稚園・保育所</p>	<p>第4章_4.1. 公共建築物</p> <p>基本方針1 効果的な維持管理を行う仕組みを構築します</p> <p>取組方策① 効果的な維持管理を行う仕組みを構築します</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">■取組の方向性</th> <th style="width: 30%;">施設類型 (関係する中分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法等で義務付けられた法定点検に加え、公共建築物全体における統一的な点検マニュアルを2017（平成29）年度に整備し、公共建築物の適切な状態把握に努め、点検結果を記録・蓄積していきます。 ○点検結果については、各施設の個別施設計画を検討するための基礎データとして活用し、各施設の劣化状況や施設の重要度等を踏まえた対策方法や優先順位の考え方を整理します。 ○点検結果等を踏まえ、利用者の安全性を確保するとともに、効果的な維持管理を行うため、長期的な視点を持ち、計画的な修繕等を実施していきます。 ○点検結果だけでなく、修繕の履歴や利用状況、コスト状況等の公共施設の情報を記録・蓄積することで、施設に関する情報を体系的に引き継いでいきます。 ○施設整備から維持管理に至るまでの業務の一括発注や、複数の施設の維持管理をまとめて委託する包括的民間委託など、効果的な維持管理手法を導入することで、コストを削減していきます。 ○市民が利用する施設については、大規模な修繕や更新等の時期に合わせて、ユニバーサルデザインへの対応を進めていきます。 ○多くの公共建築物は災害時等の拠点となるため、必要に応じて、耐震性の確保等、平常時だけでなく災害時等を想定して安全性を確保していきます。 </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> <p>公共建築物共通</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○学校や幼稚園については、日常はもとより災害時においても十分な安全性を確保するため、平常時から適切な維持管理等を実施していきます。 </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> <p>学校、 幼稚園・保育所</p> </td> </tr> </tbody> </table>	■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)	<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法等で義務付けられた法定点検に加え、公共建築物全体における統一的な点検マニュアルを2017（平成29）年度に整備し、公共建築物の適切な状態把握に努め、点検結果を記録・蓄積していきます。 ○点検結果については、各施設の個別施設計画を検討するための基礎データとして活用し、各施設の劣化状況や施設の重要度等を踏まえた対策方法や優先順位の考え方を整理します。 ○点検結果等を踏まえ、利用者の安全性を確保するとともに、効果的な維持管理を行うため、長期的な視点を持ち、計画的な修繕等を実施していきます。 ○点検結果だけでなく、修繕の履歴や利用状況、コスト状況等の公共施設の情報を記録・蓄積することで、施設に関する情報を体系的に引き継いでいきます。 ○施設整備から維持管理に至るまでの業務の一括発注や、複数の施設の維持管理をまとめて委託する包括的民間委託など、効果的な維持管理手法を導入することで、コストを削減していきます。 ○市民が利用する施設については、大規模な修繕や更新等の時期に合わせて、ユニバーサルデザインへの対応を進めていきます。 ○多くの公共建築物は災害時等の拠点となるため、必要に応じて、耐震性の確保等、平常時だけでなく災害時等を想定して安全性を確保していきます。 	<p>公共建築物共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や幼稚園については、日常はもとより災害時においても十分な安全性を確保するため、平常時から適切な維持管理等を実施していきます。 	<p>学校、 幼稚園・保育所</p>
■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)												
<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法等で義務付けられた法定点検に加え、公共建築物全体における統一的な点検マニュアルを2017（平成29）年度に整備し、公共建築物の適切な状態把握に努め、点検結果を記録・蓄積していきます。 ○点検結果については、各施設の個別施設計画を検討するための基礎データとして活用し、各施設の劣化状況や施設の重要度等を踏まえた対策方法や優先順位の考え方を整理します。 ○点検結果等を踏まえ、利用者の安全性を確保するとともに、効果的な維持管理を行うため、長期的な視点を持ち、計画的な修繕等を実施していきます。 ○点検結果だけでなく、修繕の履歴や利用状況、コスト状況等の公共施設の情報を記録・蓄積することで、施設に関する情報を体系的に引き継いでいきます。 ○施設整備から維持管理に至るまでの業務の一括発注や、複数の施設の維持管理をまとめて委託する包括的民間委託など、効果的な維持管理手法を導入することで、コストを削減していきます。 ○市民が利用する施設については、大規模な修繕や更新等の時期に合わせて、ユニバーサルデザインへの対応を進めていきます。 ○<u>第3次つくば市役所地球温暖化対策実行計画事務事業編（改定版）（令和5年（2023年）4月）に基づき、新設施設は原則ZEBとし、既設施設においてもエネルギー消費量が抑制できる設備・運用を導入するなど、公共建築物の脱炭素化に向けた取り組みを推進します。</u> ○多くの公共建築物は災害時等の拠点となるため、必要に応じて、耐震性の確保等、平常時だけでなく災害時等を想定して安全性を確保していきます。 	<p>公共建築物共通</p>												
<ul style="list-style-type: none"> ○学校や幼稚園については、日常はもとより災害時においても十分な安全性を確保するため、平常時から適切な維持管理等を実施していきます。 	<p>学校、 幼稚園・保育所</p>												
■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)												
<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法等で義務付けられた法定点検に加え、公共建築物全体における統一的な点検マニュアルを2017（平成29）年度に整備し、公共建築物の適切な状態把握に努め、点検結果を記録・蓄積していきます。 ○点検結果については、各施設の個別施設計画を検討するための基礎データとして活用し、各施設の劣化状況や施設の重要度等を踏まえた対策方法や優先順位の考え方を整理します。 ○点検結果等を踏まえ、利用者の安全性を確保するとともに、効果的な維持管理を行うため、長期的な視点を持ち、計画的な修繕等を実施していきます。 ○点検結果だけでなく、修繕の履歴や利用状況、コスト状況等の公共施設の情報を記録・蓄積することで、施設に関する情報を体系的に引き継いでいきます。 ○施設整備から維持管理に至るまでの業務の一括発注や、複数の施設の維持管理をまとめて委託する包括的民間委託など、効果的な維持管理手法を導入することで、コストを削減していきます。 ○市民が利用する施設については、大規模な修繕や更新等の時期に合わせて、ユニバーサルデザインへの対応を進めていきます。 ○多くの公共建築物は災害時等の拠点となるため、必要に応じて、耐震性の確保等、平常時だけでなく災害時等を想定して安全性を確保していきます。 	<p>公共建築物共通</p>												
<ul style="list-style-type: none"> ○学校や幼稚園については、日常はもとより災害時においても十分な安全性を確保するため、平常時から適切な維持管理等を実施していきます。 	<p>学校、 幼稚園・保育所</p>												
<p>※脱炭素化に向けた取り組みを追記</p>													

第5章_5.6. ロードマップ

表5 ロードマップ

計画期間 主な取組	2017 (H29)	2018-2020 (H30-R2)	2021-2023 (R3-R5)	2024-2026 (R6-R8)	2027-2036 (R9-18)	2037-2046 (R19-28)
点検マニュアル	作成	運用				
公共施設データベース	随時更新、蓄積、活用		システム 導入・運用			
個別施設計画	運用（策定済みの場合）※適宜見直し					
	順次策定			運用		
PPP/PFI手法の優先的導入のための規程	情報収集、作成			運用		
公民連携の提案受付制度	情報収集、作成			運用		
公共施設の受益者負担の指針	情報収集、作成			運用		
適正配置の指針	情報収集、作成			運用		
集約化・複合化の指針	情報収集、作成			運用		

※「計画期間の区切り方、取組期間の見直し」

- ・ 主な取組：令和6年度まで、情報収集・作成、令和7年度から運用

計画期間 主な取組	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021-2026 (R3-R8)	2027-2036 (R9-R18)	2037-2046 (R19-R28)
点検マニュアル	作成	運用					
公共施設データベース	随時更新、蓄積、活用						
個別施設計画	運用（策定済みの場合）※適宜見直し						
	順次策定			運用			
PPP/PFI手法の優先的導入のための規程	運用						
公民連携の提案受付制度	情報収集、作成		運用				
公共施設の受益者負担の指針	情報収集、作成		運用				
適正配置の指針	情報収集、作成		運用				
集約化・複合化の指針	情報収集、作成		運用				

- ・ 主な取組み：令和元年度まで、情報収集・作成、令和2年度から運用

参考資料_用語集

用語	説明
アセットマネジメント	資産（アセット）を管理する手法のことです。道路管理においては、橋りょう、トンネル、舗装等を道路資産と捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行う管理手法です。
アダプト制度	行政が特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動等を行うよう契約する制度のことです。 なお、アダプトとは、英語で「養子縁組」という意味があり、アダプト制度は「里親制度」とも呼ばれています。
研究学園地区	筑波研究学園都市建設法第2条第3項で規定された地域（上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前、高野台、牧園、池の台、松の里、西の沢及び若葉）です。
更新	建築物の解体・新築（建替え）、設備（電気、機械）を交換することです。老朽化などに伴い機能が低下した部材などについて、新しいものへ取り替えることです。
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上とコストの縮減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度のことです。
集約化・複合化	公共施設が提供しているサービスについて、複数の異なる種類または同種のサービスを一つの建築物の中で提供することです。
ストックマネジメント	既存の公共施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことです。多様化する需要に対して、これまでのように公共施設を解体して新築（改築）を繰り返さず、既存公共施設の計画的な保全により、必要に応じて長寿命化等の有効活用を行います。
修繕	破損や劣化している建築物や設備を、使用可能な状態に直すことです。日常的な維持管理における部分的な修理だけでなく、数十年に一度実施する屋根や外壁、設備機器などの大規模な工事や、機能を向上させるための改良工事等も含まれます。
ZEB (Net Zero Energy Building)	年間の一次エネルギー消費量が、正味ゼロ又はマイナスの建築物のことです。
耐用年数	公共施設の寿命としての年数のことです。耐用年数には考え方により、法定耐用年数、物理的耐用年数、機能的耐用年数、経済的耐用年数の4種類があります。耐用年数が長いほうから、物理的耐用年数>経済的耐用年数>法定耐用年数>機能的耐用年数の順になります。総合的な判断により、標準的な耐用年数を設定しています。
長寿命化	予防保全の考え方に基づき、公共施設を計画的に修繕することによって、施設の性能や機能を確保し、施設の寿命を延ばすことです。
ネーミングライツ	スタジアムやアリーナ等の公共施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利のことで、「命名権」とも呼ばれています。
PPP (Public Private Partnership)	行政と多様な構成主体（市民、民間事業者など）との連携により、サービスの向上や事業の効率化・改善を図り、市民サービスを提供していくために、民間資本や民間のノウハウを活用する手法のことです。
PFI (Private Finance Initiative)	公共施設の建設から維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共施設の整備を図る事業手法のことです。

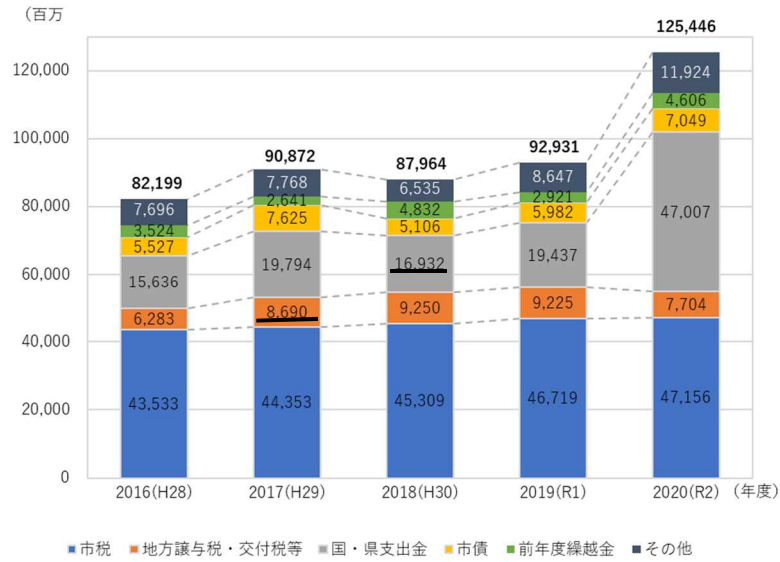
※第4章_4.1. 公共建築物 基本方針1 脱炭素化に向けた取り組みを追加したことに伴い、単語「ZEB」の追記

用語	説明
アセットマネジメント	資産（アセット）を管理する手法のことです。道路管理においては、橋りょう、トンネル、舗装等を道路資産と捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行う管理手法です。
アダプト制度	行政が特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動等を行うよう契約する制度のことです。 なお、アダプトとは、英語で「養子縁組」という意味があり、アダプト制度は「里親制度」とも呼ばれています。
研究学園地区	筑波研究学園都市建設法第2条第3項で規定された地域（上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前、高野台、牧園、池の台、松の里、西の沢及び若葉）です。
更新	建築物の解体・新築（建替え）、設備（電気、機械）を交換することです。老朽化などに伴い機能が低下した部材などについて、新しいものへ取り替えることです。
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上とコストの縮減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度のことです。
集約化・複合化	公共施設が提供しているサービスについて、複数の異なる種類または同種のサービスを一つの建築物の中で提供することです。
ストックマネジメント	既存の公共施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことです。多様化する需要に対して、これまでのように公共施設を解体して新築（改築）を繰り返さず、既存公共施設の計画的な保全により、必要に応じて長寿命化等の有効活用を行います。
修繕	破損や劣化している建築物や設備を、使用可能な状態に直すことです。日常的な維持管理における部分的な修理だけでなく、数十年に一度実施する屋根や外壁、設備機器などの大規模な工事や、機能を向上させるための改良工事等も含まれます。
耐用年数	公共施設の寿命としての年数のことです。耐用年数には考え方により、法定耐用年数、物理的耐用年数、機能的耐用年数、経済的耐用年数の4種類があります。耐用年数が長いほうから、物理的耐用年数>経済的耐用年数>法定耐用年数>機能的耐用年数の順になります。総合的な判断により、標準的な耐用年数を設定しています。
長寿命化	予防保全の考え方に基づき、公共施設を計画的に修繕することによって、施設の性能や機能を確保し、施設の寿命を延ばすことです。
ネーミングライツ	スタジアムやアリーナ等の公共施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利のことで、「命名権」とも呼ばれています。
PPP (Public Private Partnership)	行政と多様な構成主体（市民、民間事業者など）との連携により、サービスの向上や事業の効率化・改善を図り、市民サービスを提供していくために、民間資本や民間のノウハウを活用する手法のことです。
PFI (Private Finance Initiative)	公共施設の建設から維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共施設の整備を図る事業手法のことです。

第2章_2.3. 財政状況と公共施設に係る費用

2.3.1 財政状況

図10 歳入決算額の推移 (普通会計※)



※決算統計資料 普通会計決算：一般会計と合わせて公平委員会分も含む

図10 歳入決算額の推移 (一般会計)

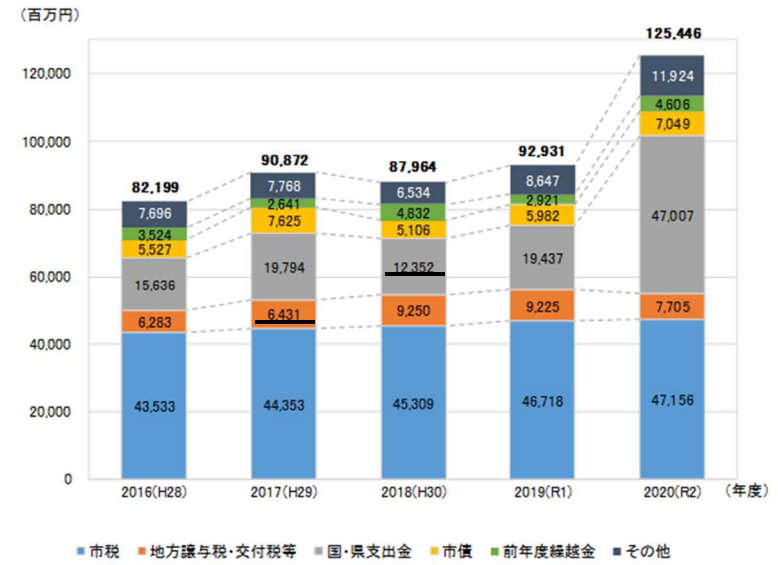
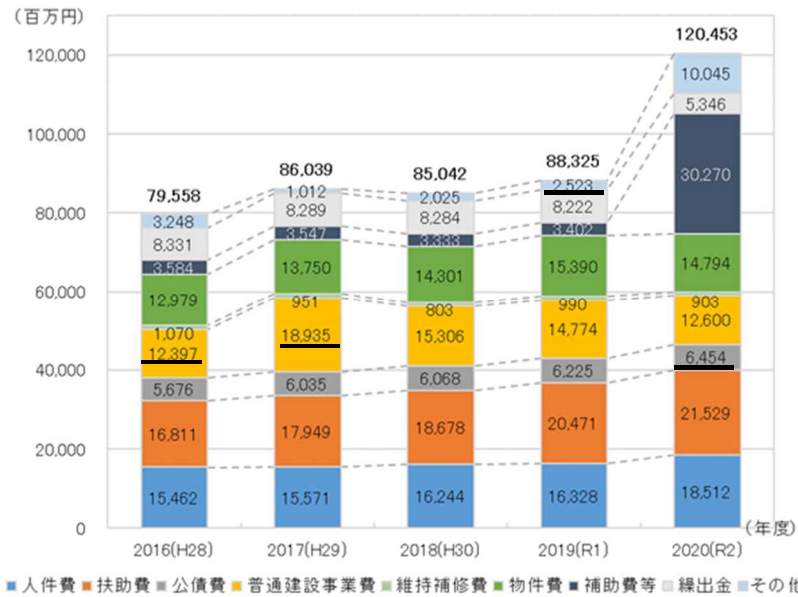


図11 性質別歳出決算額の推移 (普通会計※)



※決算統計資料 普通会計決算：一般会計と合わせて公平委員会分も含む

図11 性質別歳出決算額の推移 (一般会計)

